

各位

会社名 アズビル株式会社
代表者名 取締役 代表執行役社長 山本 清博
(コード番号: 6845 東証プライム)
問合せ先 グループ経営管理本部長 赤羽根 利彦
(TEL: 03-6810-1010)

社員株式給付制度 (J-ESOP) への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年11月8日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年11月25日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式3,500,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金1,216円
(4) 処 分 総 額	4,256,000,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年5月より、「株式給付制度 (J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。)を導入しております。(本制度の概要につきましては、2017年3月30日付「株式給付制度 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ」、2017年5月12日付「株式給付制度の導入に伴う信託設定 (詳細決定) に関するお知らせ」、2024年5月13日付「社員株式給付制度 (J-ESOP) の一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい)。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出 (以下「追加信託」といいます。)を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行 (本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者) に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること (本自己株式処分) を決定いたしました。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2024年9月30日現在の発行済株式総数 566,032,736株に対し 0.62% (2024年9月30日現在の総議決権個数 5,373,285個に対する割合 0.65% (いずれも小数点第3位を四捨五入)) となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値増大に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

なお、当社は2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っておりますので、上記発行済株式総数は本株式分割を前提とした記載となります。

※追加信託の概要

追加信託日 2024年11月25日
追加信託金額 4,256,000,000円
取得する株式の種類 当社普通株式
取得株式数 3,500,000株
株式の取得日 2024年11月25日
株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議日の直前営業日（2024年11月7日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,216円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,216円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る1か月間の終値平均1,202円（円未満切捨）に対して101.16%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,173円（円未満切捨）に対して103.67%を乗じた額であり、あるいは取締役会決議日の直前営業日から遡る直近6か月間の終値平均1,130円（円未満切捨）に対して107.61%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。なお、当社は2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っておりますので、上記株価及び乖離率はいずれも当該株式分割を反映した記載となります。

また、上記処分価額につきましては、監査委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上